

**川崎臨海部産業競争力強化促進補助金
手引き
(交付申請について)**

【第2版】

川崎市臨海部国際戦略本部

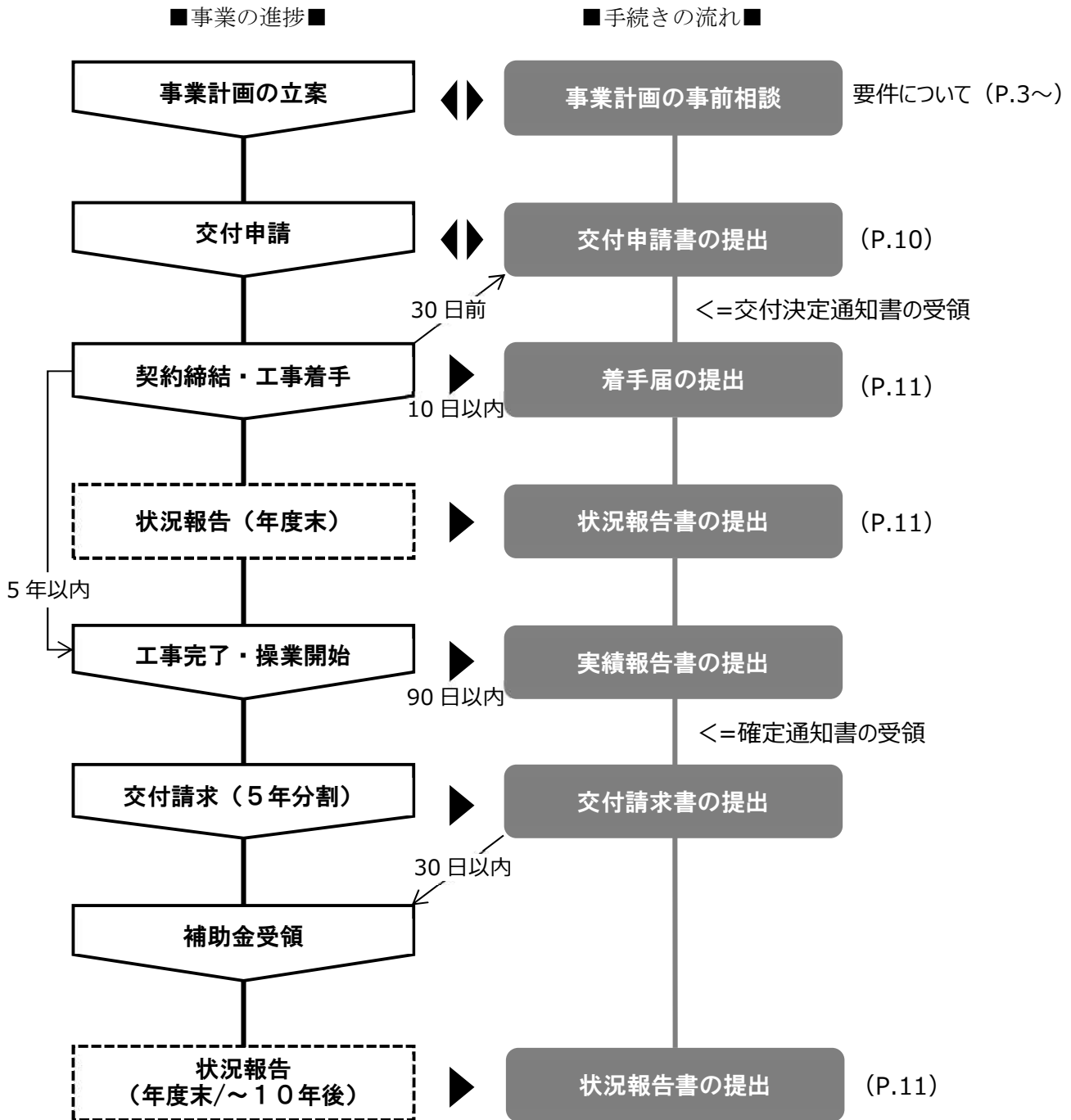
令和8年4月

目 次

1	手続きの流れ	1 ページ
2	制度創設の背景	2 ページ
3	制度の目的	2 ページ
4	制度の対象要件	3 ページ
5	補助対象の内容	8 ページ
6	支援内容（補助金の額）	9 ページ
7	提出書類	10 ページ

1 手続きの流れ

「川崎臨海部産業競争力強化促進補助金」の申請等に係る手続きの流れは以下のとおりです。
 まずは、交付申請書の提出前に、川崎市臨海部国際戦略本部へ御相談ください（問合せ先は最終ページに記載しています。）。



対象期間：令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
 （上記期間内に交付申請書が提出されたものが対象となります。）

2 制度創設の背景

川崎臨海部は、石油・化学・鉄鋼業といった素材産業を中心に日本有数のコンビナートを形成しており、本市の製造品出荷額の7割を占める一大産業拠点であり、本市経済を支えるエンジンともいえるべき重要な地区です。一方で、産業地域の形成期から長い年月が経過し、既存工場群の設備老朽化や、低未利用施設・設備の増大リスクは課題となっています。また、経済状況・社会情勢等の変化に対応した産業競争力の強化やカーボンニュートラルコンビナートの実現、大規模な土地利用転換の早期実現など、川崎臨海部が企業や従業者から選ばれ続けるためには、これらの課題の早期解決を図るとともに、本エリアにおける積極的な民間設備投資を誘導していくことが必要です。

今後も川崎臨海部が「力強い産業都市」の中心として、本市経済を牽引するエリアであり続けるため、産業の高度化・高機能化を促進する補助制度を創設し、地域全体の産業競争力の向上を図ることとしました。

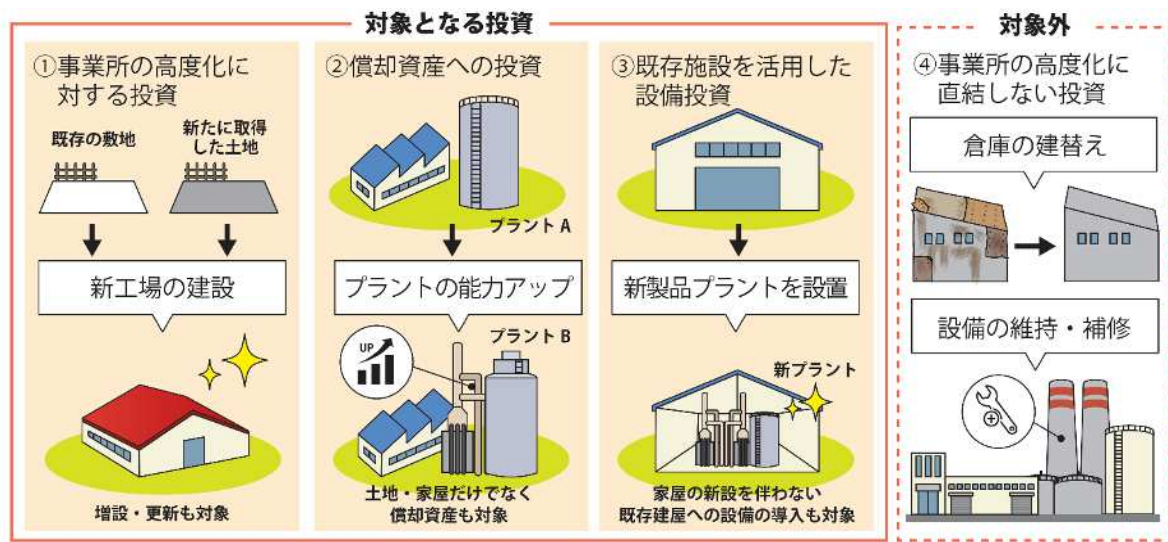
3 制度の目的

この制度は、「川崎臨海部産業競争力強化促進補助金交付要綱（以下「要綱」という。）」等に基づき、川崎臨海部に立地する企業の生産機能の強化や製品の高度化等を図るとともに、カーボンニュートラルコンビナートの実現、大規模な土地利用転換の早期実現など、経済状況・社会情勢等の変化に対応するために、補助金を交付することにより、市内経済をけん引し、わが国の重要な産業拠点である川崎臨海部の産業競争力を強化することを目的としています。（要綱第2条）

制度のポイント

事業所の高度化・高機能化に資する一定額以上の投資を促すとともに、事務所や研究所といった建築物だけでなく、生産設備に対する投資も広く対象とします。

既存事業所への再投資支援を目的としていることから、幅広い内容の投資に活用可能です。



4 制度の対象要件

4-1. 制度の対象は、(1)～(4)の要件を満たすものとします。(要綱第4条第1項)

(1) 事業者の事業内容が製造業①であること。

①製造業

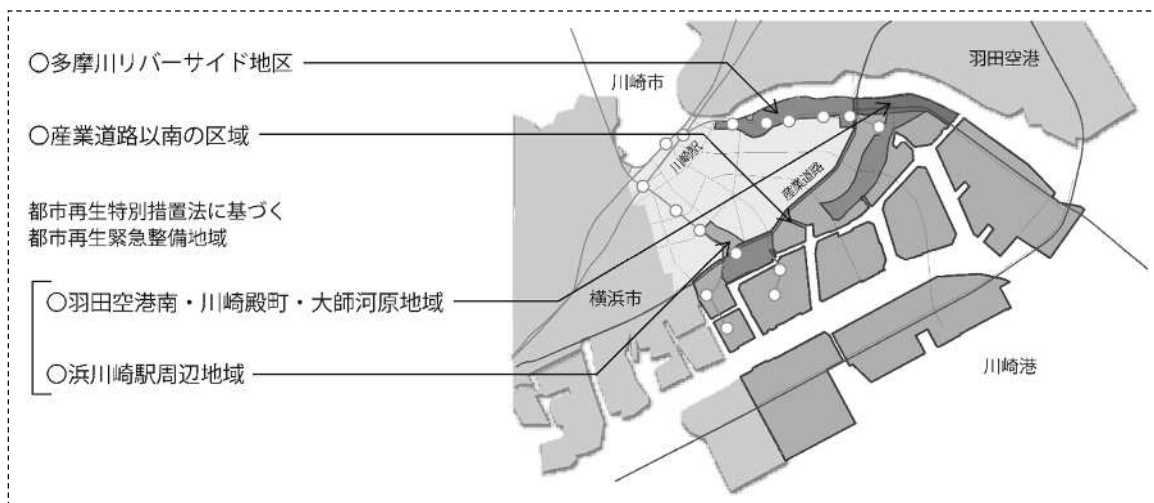
本制度は、川崎臨海部全体の産業競争力を強化するために、コンビナートの基幹産業である製造業が高度化・高機能化に向けた投資を行い、その効果を関連産業等に波及させていくことを目指していることから、対象業種を製造業（日本標準産業分類に掲げる大分類E-製造業）としています。

(2) 川崎臨海部②で操業する事業者が行う設備投資等であること。

②川崎臨海部

川崎区内における

- ・産業道路（主要地方道東京大師横浜線）以南の区域
- ・多摩川リバーサイド地区（国道409号以北（港町から殿町3丁目の間）の区域）
- ・都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域「羽田空港南・川崎殿町・大師河原地域」及び「浜川崎駅周辺地域」



(3) 設備投資等^③に係る投下固定資産額が20億円以上^④であること。

③設備投資等

次に掲げるものに該当するものを対象とします。

- ア 事務所、研究所、工場を新設、増設、更新するもの
- イ 生産能力の増強、合理化、カーボンニュートラル化に向けた転換又は製品の研究、開発等事業所を高機能化することを目的に、機械及び装置を新設、増設、更新するもの
- ウ ア又はイの目的を達成するために、新たに土地を取得するもの

○「事業所の高機能化」の考え方について

「事務所・工場」と「研究所」のそれぞれについて、次のような視点から、申請のあった投資計画が事業所の高機能化に資するか、事業計画書をもとに確認及びヒアリングを行います。

事業計画書の記入にあたっては、事業目的・事業内容について、客観的な数値を用いて投資における効果を説明してください。

【事務所・工場】

生産工程の高度化・高機能化

・生産能力の増強（生産量の増加等）
・生産効率の向上（作業時間の短縮等）
・処理能力の向上（歩留まり率の向上等）
・合理化・省力化（合理化・省力化等）

製品の高度化・高機能化

・高品質化・高付加価値化（他社との差別化等）
・市場成長性（シェアの獲得・拡大等）
・新規性・革新性（新市場の創出等）
・収益性の向上（利益率の上昇等）

【研究所】

・新規性・革新性（他社との差別化等）
・マザー機能の強化
・市場成長性（シェアの獲得・拡大等）
・社会課題の解決（社会ニーズへの対応等）

○機械及び装置における「更新」と「維持・補修」の考え方について

『更新』 ※補助対象として認める。

既存施設の性能又は機能を、原状（初期水準）を超えて改善、改造、改良すること
（事例）初期設計に対し、設計条件の見直しや新基準、新技術等を取り入れ、再度設計を行い取り付けること 等

『維持・補修』 ※補助対象としては認められない。

劣化した施設の性能を原状回復させることで、機能低下の速度を弱め、長持ちさせること
（事例）新たな設計を伴わず、同じ仕様で取り付けること 等

④投下固定資産額が20億円以上

本制度は、事業所の高度化・高機能化や、操業環境の向上などを図ることを目的としており、その実現のためには一定規模以上の設備投資が必要なことから、川崎臨海部における投資実績等を参考に、最低投下固定資産額を20億円と設定しています。

なお、交付申請にあたっては関連する施設や設備も含めて事業計画単位で受け付けます。

○投下固定資産額・・・固定資産（土地、家屋、償却資産）*の取得に要する費用

※地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する固定資産

土地	土地の取得価格
家屋	建物の取得価格
償却資産	構築物、建物附属設備並びに機械及び装置の取得価格

○償却資産の種類とその具体例

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産（無形減価償却資産は除く）で、その減価償却資産額又は減価償却費が法人税又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のものをいいます。（川崎市「令和3年度償却資産（固定資産税）申告の手引」から抜粋）

なお、償却資産の種類は「構築物」「建物附属設備」「機械及び装置」「船舶」「航空機」「車両及び運搬具」「工具、機械及び備品」に分けられますが、本補助金の対象となる償却資産は、「構築物」「建物附属設備」「機械及び装置」としています。

（4）導入する設備は、温室効果ガス排出量削減に寄与®するものであること。

⑤温室効果ガス排出量削減に寄与

本市では、「脱炭素戦略『かわさきカーボンゼロチャレンジ2050』」において、脱炭素に向けた戦略を打ち出していることから、排出量の多い臨海部で設備投資を促進するにあたり、導入する設備に関しては温室効果ガスの排出量の削減に寄与することを要件としています。

一方、設備投資により生産能力を増強したり、新製品の生産を実施しようとする場合などにおいて、温室効果ガスの絶対量を低下させることは困難である場合も想定されることから、削減値を一律に定めるのではなく、排出原単位の削減や、設備投資の目的等に応じた温室効果ガス削減への寄与度・効果・将来計画等の観点から、総合的に判断します。

4-2.4-1の他、川崎カーボンニュートラルコンビナート構想の推進に資する設備投資等として、次の（１）～（２）の要件を満たす場合も対象とします。（要綱第4条第2項）

【川崎カーボンニュートラルコンビナート構想について】

世界的な脱炭素化に向けた動きを受け、日本においてもグリーン成長戦略の策定など、カーボンニュートラル化の潮流が加速しています。

日本が2050年のカーボンニュートラル社会実現を目指す中で、川崎臨海部が社会経済状況の変化や社会的要請に適切に対応し、日本のカーボンニュートラル化を牽引するモデル地域になるとともに、2050年以降も企業等に選ばれ続け、産業競争力のあるコンビナートであり続けるよう、あるべき将来像とその実現に向けた戦略を示すため、本市では「川崎カーボンニュートラルコンビナート構想」を策定しています。

2050年の将来像の実現に向け、効果的に取組を進めるため、中長期的な取組の方向性を定める「将来像を実現する戦略」を次のとおり定め、取組を進めています。

- ①川崎水素戦略
- ②炭素循環戦略
- ③エネルギー地域最適化戦略

【川崎カーボンニュートラルコンビナート形成推進協議会（以下、「協議会」）について】

川崎カーボンニュートラルコンビナート構想の推進に向け、カーボンニュートラルコンビナート構築に向けた意識を共有し、協力して取組を推進するため、協議会を組織し、企業間連携によるプロジェクト創出の取組などを行っています。本補助金制度の要綱第4条第2項に掲げる設備投資等においては、周辺企業等との連携・協働による地域への波及効果を期待するものであることから、原則、協議会の会員であることを前提としており、協議会へ必要な情報を共有するなど、積極的な参加を求めることとしています。

（１）川崎カーボンニュートラルコンビナート構想の推進に資する設備投資等^①であること。

①川崎カーボンニュートラルコンビナート構想の推進に資する設備投資等

川崎カーボンニュートラルコンビナート構想の推進に資する設備投資等（以下、「CNK投資等」という。）は、現時点において経済合理性が低く、市場も未成熟な事業であることから、2050年に向けて、川崎臨海部におけるGXの早期実現を図るため、これらの設備投資等を強く後押しする制度としています。

具体的な設備投資等の内容については、次の表に示す例を参考としてください。なお、表中の各号における対象事業に関連する設備や施設についても、申請の対象とします。

申請のあった投資計画が川崎カーボンニュートラルコンビナート構想の推進に資するか、事業計画書をもとに確認及びヒアリングを行います。

事業計画書の記入にあたっては、事業目的・事業内容について、設備投資等の内容をできるだけ具体的に記載し、その効果を説明してください。

対象事業（要領第6条第1項）		具体的な設備投資等の内容
第1号	水素、アンモニアを燃料とすることができる発電設備の新設、増設又は更新	■ 水素・アンモニア発電設備（専焼又は混焼）
第2号	バイオマスを燃料とする発電設備の新設、増設又は更新	■ バイオマス発電設備
第3号	水素を燃料とすることができるボイラー及び燃料機器の新設、増設又は更新	■ 水素ボイラー、水素バーナー等、水素を燃料とする設備（専焼又は混焼）
第4号	水素製造設備及びS A F・合成燃料製造設備、燃料電池設備の新設、増設又は更新	■ 水素等※ ₁ 製造プラント ■ メタノール製造プラント ■ F T (Fischer-Tropsch) 合成プラント ■ 合成燃料プラント ■ 燃料電池システム
第5号	水素貯蔵所、水素ステーション等、水素及び水素化合物に係る供給設備の新設、増設又は更新	■ 水素等※ ₁ 受入・貯蔵施設 ■ 水素等※ ₁ 出荷施設 ■ 水素ステーション
第6号	廃プラスチックの高度選別に係る施設・設備、ケミカルリサイクル（油化・ガス化）設備の新設、増設及び更新	■ 廃プラスチックの高度選別機能に係る施設・設備 ■ ケミカルリサイクル施設及び当該施設の前処理を行う施設
第7号	二酸化炭素の回収・貯留・再利用化に係る設備の新設、増設又は更新	■ 二酸化炭素の分離・回収装置 ■ 二酸化炭素の精製・液化装置 ■ 二酸化炭素の出荷・受入装置
第8号	水素及び二酸化炭素等の配管並びにその附属設備の新設、増設又は更新	■ 複数の事業者間で水素及び二酸化炭素等※ ₂ を融通するパイプライン

※1 「水素等」とは、水素並びに水素化合物（アンモニア、有機ヒドライド等）とする。

※2 「水素及び二酸化炭素等」とは、水素・アンモニア・二酸化炭素・合成ガス（シンガス）とする。

（2）設備投資等に係る投下固定資産額が3億円以上^③であること。

③投下固定資産額が3億円以上

CNK投資等においては、川崎臨海部におけるGXの早期実現を図るため、特に支援を強化する必要があることから、4-2.(1)ア〜カに掲げる設備投資等に係る市場価格等を参考に、最低投下固定資産額を3億円に引き下げて設定しています。

なお、交付申請にあたっては関連する施設や設備も含めて事業計画単位で受け付けます。

5 補助対象の内容

(1) 補助対象経費として認めるものの範囲

事務所、研究所又は工場に附随する倉庫、会議室、ショールーム、休憩室、ロッカー室、食堂等については、その主たる機能を補完する場合は、補助対象経費として認めます。ただし、事務所、研究所又は工場の主たる機能の床面積又は投下固定資産額を超えないこととします。

	代表的なケース	補助可否	備考
新設	新たに購入した土地に、事務所・研究所・工場を新設	○	土地、家屋、償却資産が補助対象となります。
	既存の敷地に、事務所・研究所・工場を新設	○	ただし、土地は補助対象外となります。
	既存の倉庫内に、機械・装置を新設し、新たに生産施設として利用	○	
	既存施設を撤去し、新たに機械・装置を設置	○	ただし、償却資産の申告対象とならない解体撤去・移転費は補助対象外となります。
	事務所・研究所・工場と併せて倉庫・ショールームを新設	△	主たる機能を補完する用途であれば、主たる機能の床面積又は投下固定資産額を超えない部分に限り、補助対象となります。
	川崎臨海部外から転入し、事務所・研究所・工場を新設	○	
増設	既存の機械・装置に、新たに設備を増設	○	
	維持・補修、定期修理に伴う増設	×	
	倉庫・ショールームのみを増設	×	事務所・研究所・工場の新設、増設、更新を伴う必要があり、倉庫・ショールーム単体での増設は補助対象外となります。
その他	同一事業所内の複数の機械・装置を新設、増設、更新	△	同じ経営者会議等で決定するなど、1つの経営判断の中で行われる設備投資や、事業目的・事業内容が同じものは一体の計画としてみなします。 都度、経営判断が行なわれたものや、事業目的・事業内容等が明らかに異なる場合は、別々の計画とみなします。

※上記の表に当てはまらないケースについては、御相談ください。

(2) 補助対象経費に含まれるもの

資産の種類	具体例
構築物	生産機能や研究開発機能等に必要な配管、タンク等
建物附属設備	受変電設備、予備電源設備、その他建築設備、内装・内部造作等
機械及び装置	工作機械、木工機械、印刷機械、各種産業用機械及び装置 ※研究開発に必要な装置、機器等もこちらに含まれるものとします。

(3) 補助対象経費に含まれないもの（要綱第5条第1項及び要領第7条）

生産・研究開発・事務所機能と直接関係のない土地、家屋又は償却資産の取得に要する費用や製造工程を形成しない駐車場機械装置等又は自走式作業用機械設備の取得に要する費用等は、補助対象経費に含まれません。

資産の種類	具体例
構築物	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場の舗装・フェンス・門・庭園・緑化施設等の外構工事、屋上の看板等 ・不特定多数の人を対象とする物品販売施設、アミューズメント施設、研修施設・社員寮・体育館・プール等の福利厚生施設等
機械及び装置	<ul style="list-style-type: none"> ・製造工程を形成しない駐車場機械装置等 ・大型特殊自動車等、自走式作業用機械設備の取得に要する費用
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・償却資産の申告対象でない資産（ソフトウェア、自動車、保険料、解体・移転費） ・公共移管する道路用地等に係る費用 ・引越に要する運送費等の費用 ・土地の造成費用、既存建築物・設備等の取壊費用、調査費用等 ・消費税、地方消費税、印紙税、登録免許税等の税金等、各種手数料（銀行振込、不動産仲介手数料等） ・企業集団に属する企業間や関係会社等との間で取引等が行われた土地、家屋又は償却資産の取得に要する費用（家屋の新設、増設又は更新に要する費用及び償却資産の取得に要する費用は除く）

6 支援内容（補助金の額）

「4 制度の対象要件」を全て満たした企業に対し、補助対象経費に下表の補助率を乗じた額を交付します。なお、神奈川県「セレクト神奈川 NEXT」や、国の補助金等との併用も可能です。ただし、本市の他の補助金等を活用した場合は、当該補助金等の額を控除した額が補助対象経費となります（要綱第6条第1項）。

施設等	対象	補助率	上限額
事務所、工場	土地、家屋、償却資産	3%	5億円
研究所、CNK投資等		5%	5億円

7 提出書類

(1) 交付申請書（要綱第8条第1項）

申請書	川崎臨海部産業競争力強化促進補助金交付申請書（第1号様式）
提出期限	設備投資等に着手する日の30日前
添付書類	<p>○企業概要書（第1号様式（別紙1））</p> <p>[添付資料]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業パンフレット、定款、法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ・直近3期分の決算書（附属明細書を含む） ・最新期の有価証券報告書（作成企業のみ） ・直近の納税証明書（法人市民税、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）） <p>○事業計画書（第1号様式（別紙2-1））</p> <p>[添付資料]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画図（位置図、平面図、立面図、面積表、設備図等その他計画の概要が分かる書面）及び現況写真（外観・内部） ・温室効果ガス排出量の削減の算定根拠（第1号様式（別紙2-2）） ※要綱第4条第1項に該当する場合のみ。 ・工事又は設備導入における工程表 <p>○温室効果ガス排出量削減の算定根拠（第1号様式別紙（2-2）） ※要綱第4条第1項に該当する場合のみ。</p> <p>○補助対象経費積算書（事務所・工場用）（第1号様式（別紙3））</p> <p>[添付資料]</p> <p>見積書の写し等、その価額を証する資料</p> <p>○補助対象経費積算書（研究所用）（第1号様式（別紙3））</p> <p>[添付資料]</p> <p>見積書の写し等、その価額を証する資料</p> <p>○誓約書（第1号様式（別紙4））</p> <p>○情報提供等承諾書（第1号様式（別紙5））</p>

【注意点】

- ・申請要件の確認のため、交付申請書の提出前に、本市への事前相談をお願いいたします。
- ・設備投資等に着手する日とは、補助対象事業のうち、土地、家屋の売買契約又は家屋の建設若しくは償却資産の取得に係る契約行為を行う日のうち、最も早い日となります。
- ・企業パンフレットは、川崎の事業所のパンフレットがあれば添付してください。
- ・市税の納税証明は、市税口座振替領収済通知書等、納税状況がわかるものでも代替可能です。
- ・補助対象経費積算書は、基本、契約単位の一覧を作成し、見積書と名称を合わせてください。
- ・見積書は、日付や税抜価格での記載、押印が必要となります。内訳は、名称で概要がわかる程度に項目を分けて作成してください（特に、補助対象外となるものが含まれる場合は、項目を分けてください）。

(2) 着手届 (要綱第8条第2項)

申請書	川崎臨海部産業競争力強化促進補助金事業着手届 (第2号様式)
提出期限	設備投資等に着手した日から10日以内
添付書類	なし

(3) 事前着手届 (要綱第8条第3項)

申請書	川崎臨海部産業競争力強化促進補助金事業事前着手届 (第3号様式)
提出期限	交付決定の前に、補助対象事業に係る設備投資等に着手する場合
添付書類	なし

【注意点】

- ・交付決定の前に、補助対象事業に係る設備投資等に着手する場合は、事前着手届を提出してください。
- ・本届を提出した場合、設備投資等に着手した後に「川崎臨海部産業競争力強化促進補助金事業着手届 (第2号様式)」を提出する必要はありません。

(4) 状況報告書 (要綱第17条第2項)

申請書	川崎臨海部産業競争力強化促進補助金状況報告書 (第12号様式)
提出期限	毎年度終了時 (交付決定の通知を受けた日の属する年度から事業継続期間が経過する日の属する年度の期間)
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書 (事業計画書 (第1号様式 (別紙2)) 又は補助対象経費積算書 (第1号様式) (別紙3)) に変更がある場合は、変更後の内容を記載 ・操業開始前における状況の報告にあたっては、現在の工程が分かる資料 ・直近の納税証明書 (法人市民税、固定資産税・都市計画税 (土地・家屋)、固定資産税 (償却資産))

【注意点】

提出期間の考え方 令和8年10月に交付決定通知を受け、操業開始後、令和10年11月に補助金の額の確定通知を受けたケース

交付決定の通知を受けた日	R8. 10		
// の属する年度	R8 年度		}
// の終了時	R9. 3. 31		
補助金の額の確定の日	R10. 11		}
// の属する年度	R10 年度		
// の終了時	R11. 3. 31	} 事業継続期間 (10年間)	
// から10年を経過する日	R21. 3. 31		

→令和8年度から令和20年度までの期間、状況報告書を提出してください。

※補助金の額の確定の日の属する年度の終了後から10年を事業継続期間とし、補助対象事業を継続する必要があります。